政　令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第二百六十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県の項の前に次のように加える。

北海道	広尾郡広尾町　厚岸郡浜中町

別表第一岩手県の項中「花巻市」を「花巻市北上市」に、「紫波郡矢巾町」を「紫波郡矢巾町西磐井郡平泉町」に改め、同表宮城県の項中「刈田郡蔵王町」を「刈田郡蔵王町　同郡七ヶ宿町」に、「同郡川崎町」を「同郡川崎町　伊具郡丸森町」に改め、同表福島県の項中「伊達市」を「伊達市　本宮市」に、「同郡川俣町」を「同郡川俣町　安達郡大玉村」に、「耶麻郡猪苗代町」を「耶麻郡猪苗代町　河沼郡湯川村」に、「東白川郡棚倉町」を「東白川郡棚倉町　同郡鮫川村」に、「田村郡小野町」を「田村郡三春町　同郡小野町」に改め、同表茨城県の項中「石岡市」を「石岡市　下妻市」に、「筑西市」を「筑西市　坂東市」に、「稲敷郡美浦村」を「稲敷郡美浦村　同郡河内町」に改め、同表千葉県の項中「成田市」を「成田市　佐倉市」に、「印西市」を「印西市　匝瑳市」に、「山武郡九十九里町　同郡横芝光町」を「印旛郡栄町　香取郡神崎町　山武郡大網白里町　同郡九十九里町　同郡横芝光町　長生郡白子町」に改める。

別表第三千葉県の項中「富里市」を「富里市　匝瑳市」に、「香取郡多古町」を「香取郡神崎町　同郡多古町」に、「山武郡横芝光町」を「山武郡大網白里町　同郡横芝光町　長生郡白子町」に改める。

埼玉県	久喜市

別表第三千葉県の項中「富里市」を「富里市　匝瑳市」に、「香取郡多古町」を「香取郡神崎町　同郡多古町」に、「山武郡横芝光町」を「山武郡大網白里町　同郡横芝光町　長生郡白子町」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第二百六十二号

平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
イ　高知県安芸市及び幡多郡三原村 ロ　三重県多気郡大台町、和歌山県新宮市及び西牟婁郡白浜町並びに高知県安芸郡北川村及び高岡郡檮原町 平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
備考　上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第六号によるものをいう。	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

府　令

○内閣府令第四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第三項及び第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣　菅　　直人

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「信用協同組合連合会」を「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会」に改め、同条第五号及び第六号を次のように改める。

五　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

六　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

第十三条第二項中「おいては」の下に「、予算の範囲内で」を加える。

第十四条第一項中「以下この条」を「第三項及び第五項から第七項まで」に改め、同条中第三項を第七項とし、第二項を第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第二十条第一項の指定申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3　内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。